

令和 5年 6月 1日

多賀城市議会議長 殿

会派名 自由民主党多賀城市議団

代表者名 森 長一郎



調査研究報告書

このことについて、下記のとおり実施したので、概要を報告します。

記

1 報告者（参加者）

(1) 代表 森 長一郎



(4) 佐藤 雅博



(2) 鈴木 新津男



(5)



(3) 吉田 瑞生



(6)



2 調査研究の概要

□調査期間：令和 5年 5月24日（水）～令和 5年 5月25日（木）

□調査目的：自治体におけるDX推進について

□調査手法：前デジタル大臣 牧島かれん衆議院議員の講演

地元選出衆議院議員伊藤信太郎氏、参議院議員桜井充氏との意見交換

□行程又は日程：添付行程表のとおり

□調査先及び調査事項

調査日時	調査先	調査事項及び現地視察の有無
24日（水） 13:30～16:00	衆議院第2議員会館 518号室	① 牧島かれん衆議院議員講演 ② 伊藤信太郎衆議院議員 桜井充参議院議員 意見交換
25日（木） 10:30～15:00	衆議院第2議員会館 518号室 衆議院本会議場	① 地方議会の課題について勉強会 （講師 総務省担当者） ② 衆議院本会議傍聴

□調査資料：添付調査先作成資料のとおり

3 調査の概要

別紙のとおり

4 所感（今後の市政に資する点）

別紙のとおり

研修会 タイムスケジュール

5月24日

- 09:10 仙台駅3階新幹線乗り場に集合
- 09:31 新幹線で東京 (11:04着)
- 11:45 衆議院第二議員会館 集合 昼食
- 13:30 研修1 自治体におけるDX推進について (衆議院第二議員会館518号室)
講師: 牧島かれん 衆議院議員 (前デジタル大臣)
- 15:00 地元国会議員との意見交換 (衆議院第二議員会館518号室)
(伊藤信太郎衆議院議員、櫻井充参議院議員 参加了承済み)
- 16:00 衆議院第二議員会館 出発 (ホテルへ)

【 宿泊 】 アパヴィラホテル〈赤坂見附〉

5月25日

- 09:50 衆議院第二議員会館 集合
- 10:00 地方議会の課題について (衆議院第二議員会館518号室)
(総務省担当者を講師として勉強会)
- 11:15 河野太郎デジタル大臣との面談 (15分) (衆議院第二議員会館518号室)
- 12:00 昼食 (国会議事堂内 議員食堂)
- 13:00 衆議院本会議傍聴 または国会議事堂見学(本会議が開催されない場合)
- 15:00 国会議事堂 出発 (東京駅へ)
- 17:20 東京駅から仙台へ(18:52着)

令和 5 年 4 月 14 日

御旅行日程表

自由民主党多賀城市議団 様

河北新報トラベル
 仙台市青葉区五橋1丁目1-10
 TEL: 022-211-6960
 担当: 小野教子

団体名	自由民主党多賀城市議団 研修会		期日	令和5年5月24日(水) ～令和5年5月25日(木)		1泊2日		人員	30名様		
日次	行 程								利用予定ホテル		
第1日	はやぶさ10号 仙台駅 ■□■□■□■□ 東京駅 昼食(東京駅周辺にて各自) 09:31 11:04 11:30 12:30								アパヴィラホテル赤坂見附 シングル利用・朝食付		
	昼食後、研修										
第2日	ホテルにて朝食 終日、研修 (15:00 国会議事堂出発)										
	はやぶさ39号 東京駅 ■□■□■□■□ 仙台駅 17:20 18:52										
略記号	J R ■□■□■□ 航空機 → 船 ~~~~~ バス _____ 徒歩										

アパヴィラホテル〈赤坂見附〉 〒107-0052 東京都港区赤坂 3 丁目 19 番地 10 号 TEL: 03-3582-5111・FAX: 03-3582-5112

自由民主党多賀城市議 研修概要・所感

日 時 令和5年5月24日（水）13時30分～15時

場 所 衆議院第2議員会館518号室

主 催 宮城県2市3町議員連絡協議会

講 師 牧島かれん衆議院議員（前デジタル大臣）

研修内容 自治体におけるDX推進について

◆概 要

コロナ感染症拡大により政府は予防接種事業を行うが、全国統一の予防接種履歴管理システムがないためデジタル化の遅れが露呈した。急遽、構築したVRSシステムにて現在は管理しているが、1741自治体は独自でバラバラのITシステムを運用しているため国による一括管理、統一されないことが課題であることが再認識された。

この課題解決のため予防接種事業管理だけではなく、1741自治体の約20事業に対応するガバメントクラウド（統一システム）の構築を目指している。一番は市民の来庁者が多い市民窓口のDXであり、観光、農業、防災、介護などのDXを目指している。更にはデジタル田園都市国家構想の柱である地方創生の考え方を取り入れ、将来的に

予測されている自治体の職員不足に備えておく必要があり、デジタル庁の研修内容が紹介された。デジタル化は避けては通れない、誰一人取り残す事なく丁寧に推し進めて行く講演内容でした。

◆所 感

我が多賀城市においても市民サービスの向上と議会DXに向けて積極的に取り組んでいます。行かない、書かない、回らない、スマホひとつで手続きが出来るようになって来ていますが、先の進捗を考えるとデジタルデバイド対策が重要であることを改めて感じた。市民も職員も議員もデジタル化時代とは言えひとつひとつ乗り越えて行かなければなりません。その司令官である市役所は重要な役割を果たさなければなりません。職員スキルアップ策としてデジタル庁では1~2年間の研修制度があります。これからの事を考えると大いに利用すべきではと思います。議会DXに関しては会派内でデジタル化の意義、運用、操作などしっかりと共有していきたいと考えています。

衆議院議員 伊藤 信太郎 様

要 望 書

令和5年5月24日

宮城県多賀城市議会自由民主党会派

会派長 森 長一郎

幹事長 米澤 まき子

吉田 瑞生

鈴木 新津男

佐藤 雅博

■公共施設整備に係る財源措置について

既存の公共施設については、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、施設の更新時期を一斉に迎えており、老朽化対策や安全対策はもとより、人口減少を踏まえた公共施設の再構築が喫緊の課題となっております。

災害が多発する中、公共施設については、市民の安心・安全確保にも欠かせないものであることから、本市においても人口減少を見据えた施設の集約化等を検討しながら、公共施設等総合管理計画を策定し、その対応を進めることとしていますが、財源の確保が大きな課題となっております。

加えて、令和4年5月に宮城県が公表した最大クラスの津波が悪条件で発生した場合の津波浸水想定により、新たに浸水対策が必要となる施設が生じるなど、多大な財政負担も懸念されるところでもあります。

については、公共施設等総合管理計画に基づく施設整備に対しての財源措置の拡充や新たな財政支援制度の創設をお願いしたい。

また、事業着手後において、急激な資材、燃油、人件費等の高騰が見込まれ、契約金額の変更を余儀なくされる場合には、これらにもしっかりと財源措置がなされるようお願いしたい。

■学校施設改修工事における補助単価等の引き上げについて

本市は、仙台都市圏に位置し、特に仙台市に隣接する西部地区を中心に、宅地開発により児童生徒数が増加していることから、本年度新たな学校施設を整備しています。

加えて、本市の小中学校は、その多くが築40年を経過し、学校施設の老朽化が著しいことから、長寿命化改良工事が必要となっております。

このような中、実際の工事に要する経費と国の補助単価に大きな乖離があるため、設置者の負担が非常に大きくなっている現状があります。

については、安定的な教育活動実現のため、実情に合った補助単価及び算定割合の引き上げを求めます。

■水道事業の財政支援の拡充について

厚生労働省において、水道施設等の耐震化及び老朽化対策を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金が交付されています。

交付要綱（緊急時給水拠点確保等事業：重要給水施設配水管）

- ・補助率：1/4（平成 27 年度以前に採択された事業においては 1/3）
- ・対象施設：重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設

しかしながら、重要給水施設に水道水を配水する配水管等に補助対象が限定されており、管路延長全体における割合が多い配水支管は除外されている現状です。

については、近年、多発している地震等の自然災害に対する対策は喫緊の課題であり、安全で安定した水の供給を図るために老朽化した既存水道施設の更新が促進されるよう、補助制度の改正等を行うなど、財政支援の拡充を要望いたします。

■下水道（污水）溢水対策について

大雨の度に仙塩流域下水道管内において、震災により生じた地盤沈下や地下水位の変動、污水管等の破損等が原因と考えられる不明水の侵入により、市内各所でマンホールからの溢水が生じているところであります。

マンホールからの溢水は、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されるとともに、一般家庭での污水の使用の制限や交通制限を余儀なくされ、大雨の度に生活に多大な不安を感じているところであります。

国においては、社会資本整備総合交付金の制度改正により、平成 28 年度からストックマネジメント事業で老朽化した施設から調査、改築・更新が補助対象となったところでありますが、溢水被害は、耐用年数に達していない新しい管渠マンホール等も含めた市内各所で生じていることから、老朽化した施設にかかわらず点検調査等を実施する必要があります。また、小規模の管渠補修及び重要度の低い補修等については、単独事業扱いとなるものがあります。

については、発生原因が東日本大震災によるものと考えられることや、広域的で管渠延長も長く、各市町における事業体制や財政状況も異なり財政負担が大きいことから、財政負担が生じないように補助制度の改正や創設をお願いするものです。

■議会D Xの推進に係る財政支援について

近年、各地で多発している大規模災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会議や視察・研修等議会活動が制限され、議会の継続性の確保が課題となりました。

これを受けて、総務省では、条例、会議規則等について必要な改正等の措置を講じ、委員会の開催場所への参集が困難であると判断される場合には、オンラインでの委員会の開催は差し支えないという新たな見解が示され、地方議会のD X化の可能性が、さらに一步進んだところでもあります

また、この議会のD Xでは、タブレット等の導入によって、資料等のペーパーレス化の推進が図られ、さらには、副次的な効果として、議会における議論の深化、危機管理体制の強化、住民の議会への関心の向上などが期待できるところでもあります。

近年の地方議会の議員選挙においては、無競争や定員割れなどが多く散見され、地方議員のなり手不足が顕著化し、地方議員の働き方の改革も喫緊の課題となってきました。

については、これらの問題を解決に当たっては、地方議会のD X化は、避けては通れない今日的課題でありますことから、その導入について、財政支援賜りますようお願いいたします。

参議院議員 桜井 充 様

要 望 書

令和5年5月24日

宮城県多賀城市議会自由民主党会派

会派長 森 長一郎

幹事長 米澤 まき子

吉田 瑞生

鈴木 新津男

佐藤 雅博

■公共施設整備に係る財源措置について

既存の公共施設については、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、施設の更新時期を一斉に迎えており、老朽化対策や安全対策はもとより、人口減少を踏まえた公共施設の再構築が喫緊の課題となっております。

災害が多発する中、公共施設については、市民の安心・安全確保にも欠かせないものであることから、本市においても人口減少を見据えた施設の集約化等を検討しながら、公共施設等総合管理計画を策定し、その対応を進めることとしていますが、財源の確保が大きな課題となっております。

加えて、令和4年5月に宮城県が公表した最大クラスの津波が悪条件で発生した場合の津波浸水想定により、新たに浸水対策が必要となる施設が生じるなど、多大な財政負担も懸念されるところでもあります。

については、公共施設等総合管理計画に基づく施設整備に対しての財源措置の拡充や新たな財政支援制度の創設をお願いしたい。

また、事業着手後において、急激な資材、燃油、人件費等の高騰が見込まれ、契約金額の変更を余儀なくされる場合には、これらにもしっかりと財源措置がなされるようお願いしたい。

■学校施設改修工事における補助単価等の引き上げについて

本市は、仙台都市圏に位置し、特に仙台市に隣接する西部地区を中心に、宅地開発により児童生徒数が増加していることから、本年度新たな学校施設を整備しています。

加えて、本市の小中学校は、その多くが築40年を経過し、学校施設の老朽化が著しいことから、長寿命化改良工事が必要となっております。

このような中、実際の工事に要する経費と国の補助単価に大きな乖離があるため、設置者の負担が非常に大きくなっている現状があります。

については、安定的な教育活動実現のため、実情に合った補助単価及び算定割合の引き上げを求めます。

■水道事業の財政支援の拡充について

厚生労働省において、水道施設等の耐震化及び老朽化対策を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金が交付されています。

交付要綱（緊急時給水拠点確保等事業：重要給水施設配水管）

- ・補助率：1/4（平成27年度以前に採択された事業においては1/3）
- ・対象施設：重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設

しかしながら、重要給水施設に水道水を配水する配水管等に補助対象が限定されており、管路延長全体における割合が多い配水支管は除外されている現状です。

については、近年、多発している地震等の自然災害に対する対策は喫緊の課題であり、安全で安定した水の供給を図るために老朽化した既存水道施設の更新が促進されるよう、補助制度の改正等を行うなど、財政支援の拡充を要望いたします。

■下水道（污水）溢水対策について

大雨の度に仙塩流域下水道管内において、震災により生じた地盤沈下や地下水位の変動、污水管等の破損等が原因と考えられる不明水の侵入により、市内各所でマンホールからの溢水が生じているところであります。

マンホールからの溢水は、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されるとともに、一般家庭での污水の使用の制限や交通制限を余儀なくされ、大雨の度に生活に多大な不安を感じているところであります。

国においては、社会資本整備総合交付金の制度改正により、平成28年度からストックマネジメント事業で老朽化した施設から調査、改築・更新が補助対象となったところでありますが、溢水被害は、耐用年数に達していない新しい管渠マンホール等も含めた市内各所で生じていることから、老朽化した施設にかかわらず点検調査等を実施する必要があります。また、小規模の管渠補修及び重要度の低い補修等については、単独事業扱いとなるものがあります。

については、発生原因が東日本大震災によるものと考えられることや、広域的で管渠延長も長く、各市町における事業体制や財政状況も異なり財政負担が大きいことから、財政負担が生じないように補助制度の改正や創設をお願いするものです。

■議会D Xの推進に係る財政支援について

近年、各地で多発している大規模災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会議や視察・研修等議会活動が制限され、議会の継続性の確保が課題となりました。

これを受けて、総務省では、条例、会議規則等について必要な改正等の措置を講じ、委員会の開催場所への参集が困難であると判断される場合には、オンラインでの委員会の開催は差し支えないという新たな見解が示され、地方議会のD X化の可能性が、さらに一歩進んだところでもあります

また、この議会のD Xでは、タブレット等の導入によって、資料等のペーパーレス化の推進が図られ、さらには、副次的な効果として、議会における議論の深化、危機管理体制の強化、住民の議会への関心の向上などが期待できるところでもあります。

近年の地方議会の議員選挙においては、無競争や定員割れなどが多く散見され、地方議員のなり手不足が顕著化し、地方議員の働き方の改革も喫緊の課題となってきております。

ついては、これらの問題を解決に当たっては、地方議会のD X化は、避けては通れない今日的課題でありますことから、その導入について、財政支援賜りますようお願いいたします。

自由民主党多賀城市議団研修概要・所感

日 時 令和 5 年 5 月 25 日(木)10 時～11 時

場 所 衆議院第 2 議員会館 518 号室

主 催 宮城県 2 市 3 町議員連絡協議会

講 師 総務省自治行政局行政課 堀文彦

研修内容 地方議会の課題について

概 要

地方議会をめぐる課題について次の項目ごとに説明があった。

- 1 統一地方選挙の投票率の推移
- 2 統一地方選挙の無投票当選者の推移
- 3 地方議会の性別、年齢別の概況
- 4 女性議員数、議員の平均年齢と無投票団体
- 5 議員立法の概要
- 6 議員個人による請負状況の透明性を確保するための取り組み
- 7 多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会に向けた答申概要
- 8 地方自治法の改正事項
- 9 女性模擬議会の開催事例

- 10 女性、若者等の対する障壁の除去
- 11 勤労者等が参加しやすい議会日程の設定
- 12 第33次地方制度調査会の答申を踏まえた要請
- 13 地方議会へのオンライン出席について

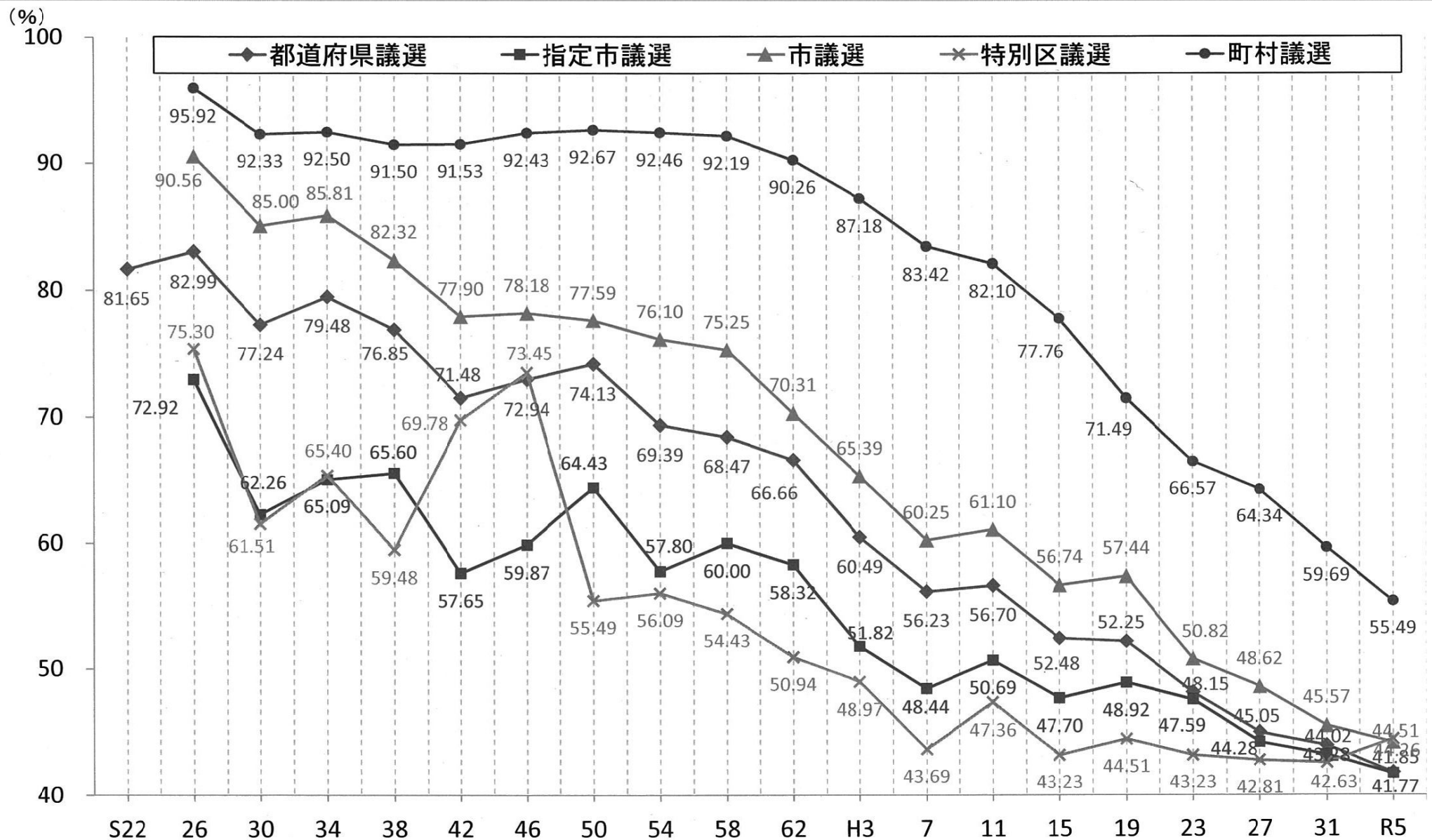
所 感

何よりも統一地方選挙の投票率低下傾向が懸念される。議員の構成は性別や年齢の面では多様性を欠いており一部議員の不適切な行為と相まって住民の議会に対する関心を低下させ住民から見た議会の魅力を失わせている。この事は議員の成り手不足の原因になっていると思われる。各地方議会は現状認識と課題を整理し改善していかなければならない。多様な人材の参画を前提に勤労者等の議会参画、女性や若者の参画、処遇改善、立候補環境の整備などやれるべきことをこなしに行く事が地方議会の活性化に繋がり議会をめぐる課題解決になるのではないかと思う。

地方議会をめぐる課題について

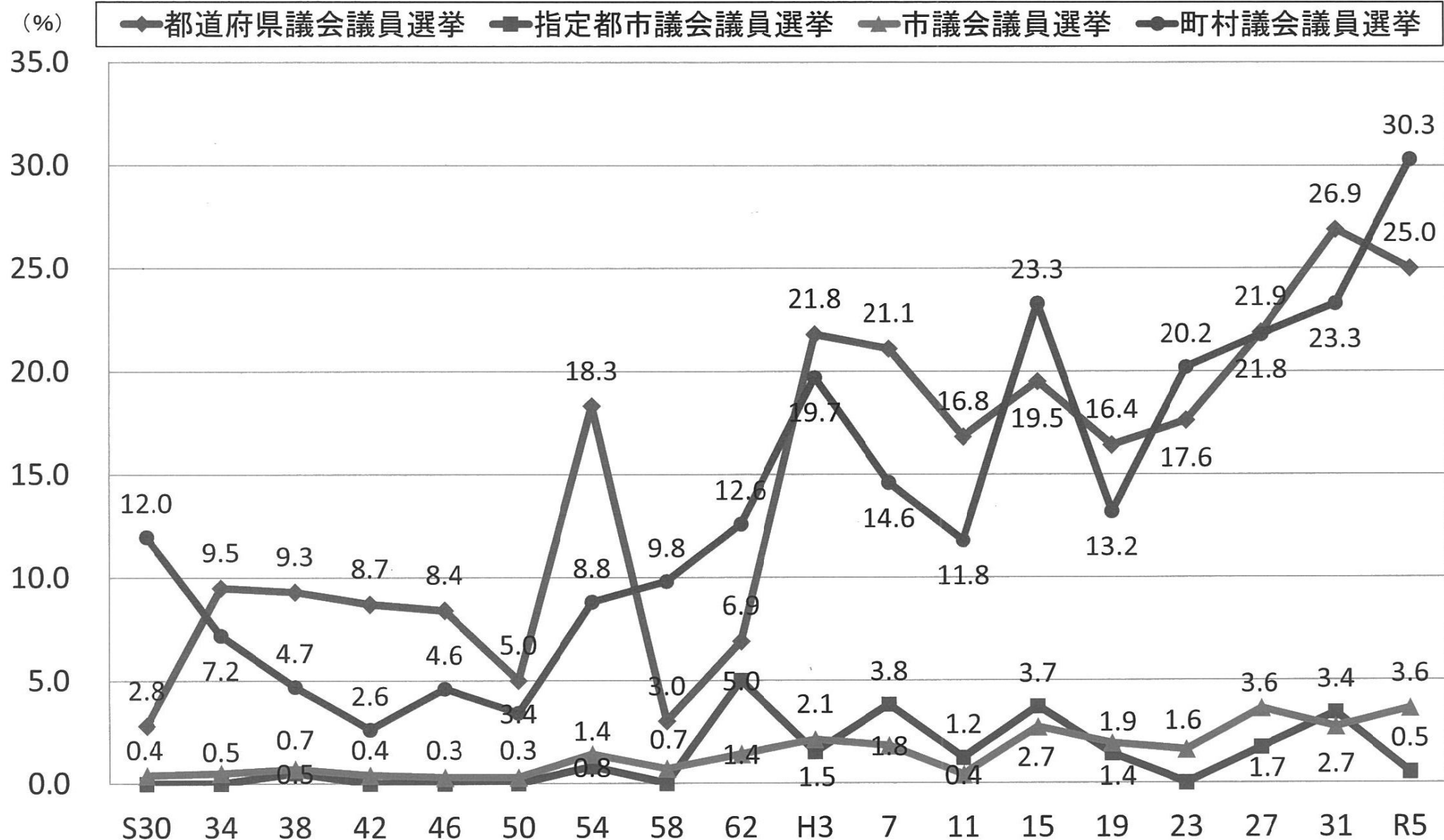
**令和5年5月25日
総務省自治行政局行政課**

統一地方選挙における投票率の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。
 注：昭和22年の市区町村議選の内訳は調査していない。1

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



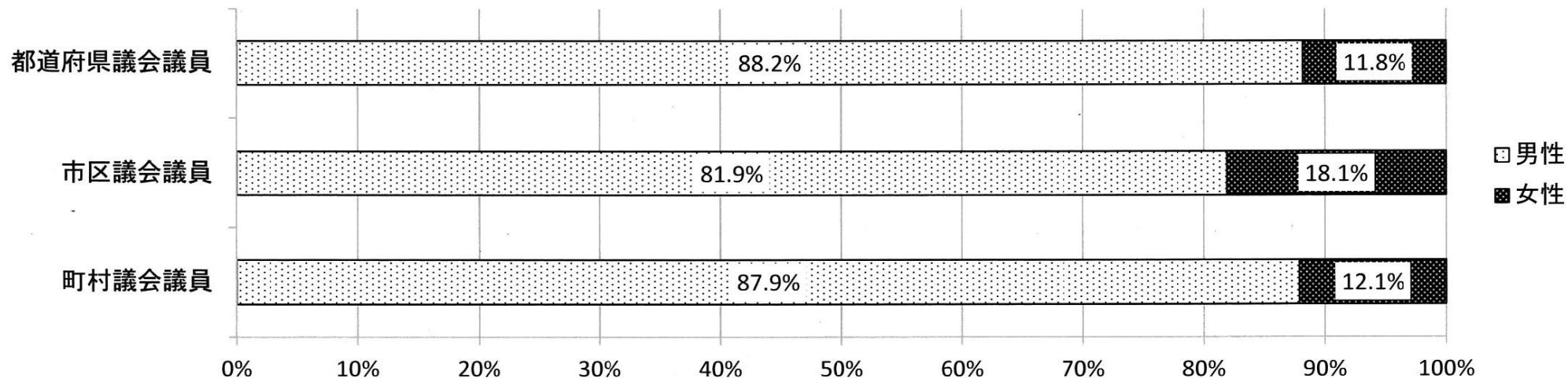
出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。

注1：第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。

注2：市については、東京都特別区を除く。

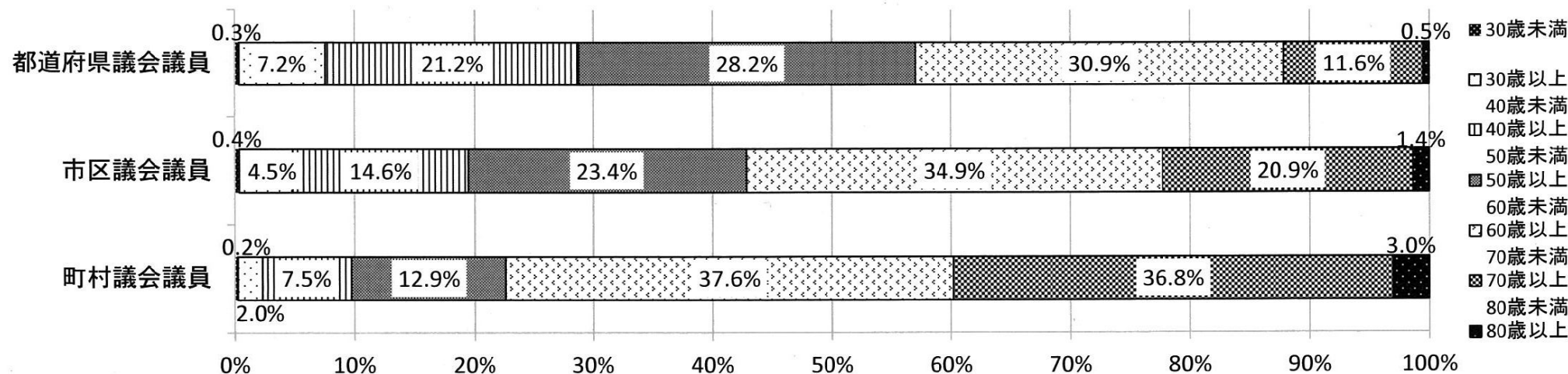
地方議会議員の概況（性別、年齢別）

○ 男女の比率



出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（令和4年12月31日現在）

○ 年齢別の状況

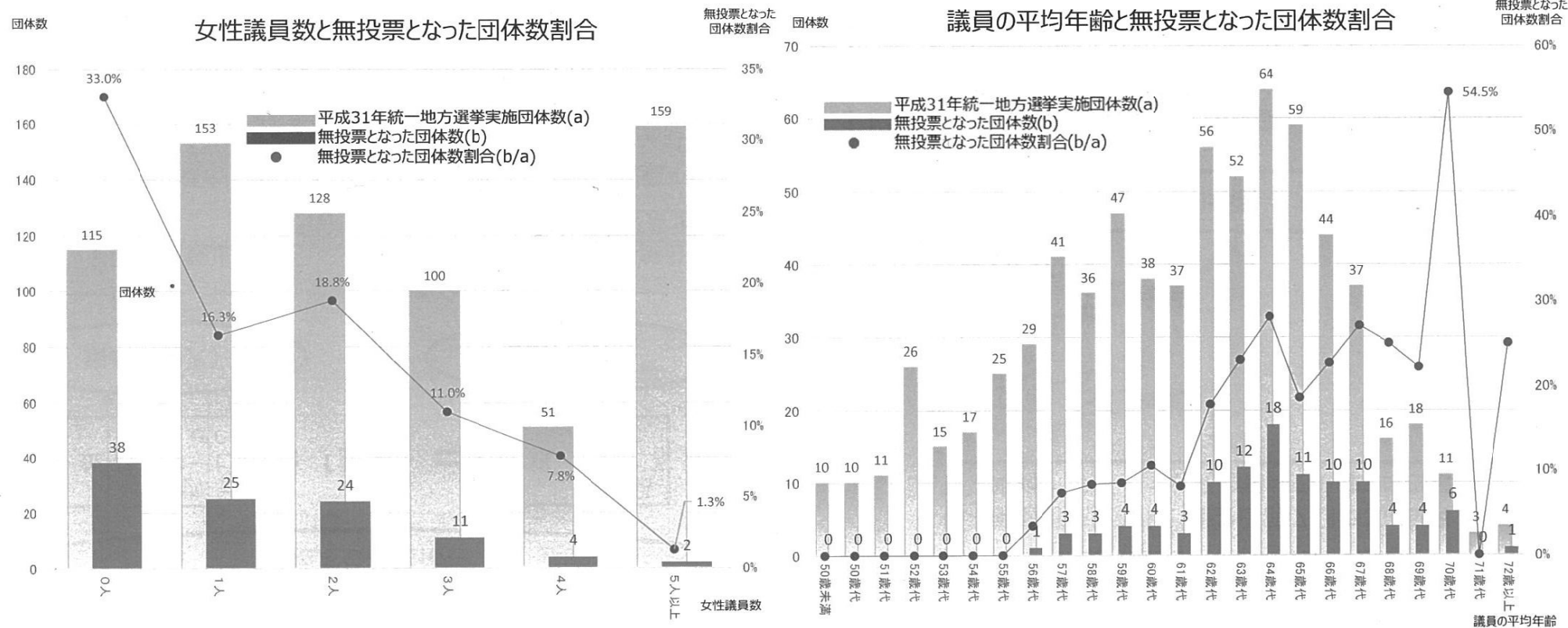


出典：全国都道府県議会議員会「都道府県議会提要」（令和元年7月1日現在）
 全国市議会議員会「市議会議員の属性に関する調」（令和4年7月集計）
 全国町村議会議員会「町村議会実態調査結果の概要」（令和4年7月1日現在）

注：小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%とならない場合がある。

女性議員数/議員の平均年齢と無投票団体(市区町村)

□ 平成31年の統一地方選の結果を見ると、無投票となった団体には、女性議員数が少ない団体や議員の平均年齢が高い団体が多い。

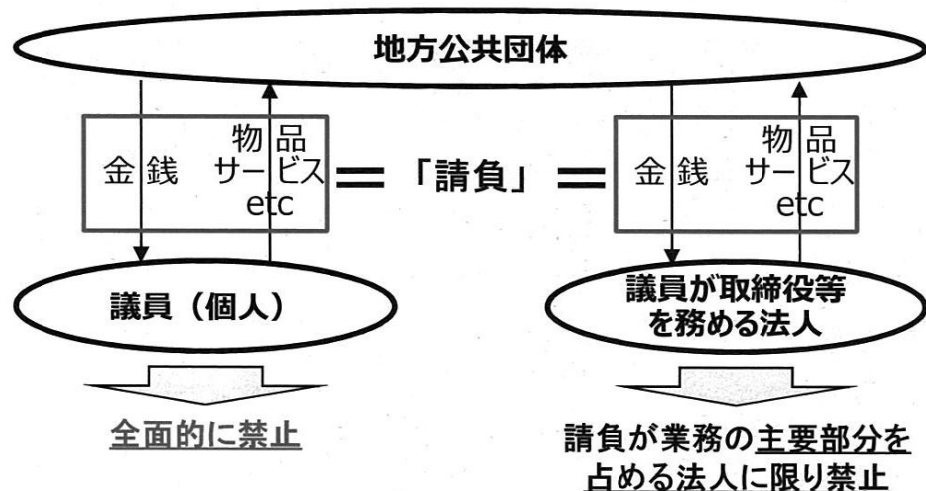


出典：総務省選挙部資料から作成

議員立法（地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号））の概要

①請負禁止の範囲の明確化・緩和 （地方自治法第92条の2関係）

改正前



※議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、議員は失職する。

課題

- ・「請負」の定義が条文上不明確であること
- ・個人による請負は金額の多寡にかかわらず禁止されていることが、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘がある。

改正後

- ・「請負」の定義の明確化（※）。

（※）請負の定義規定

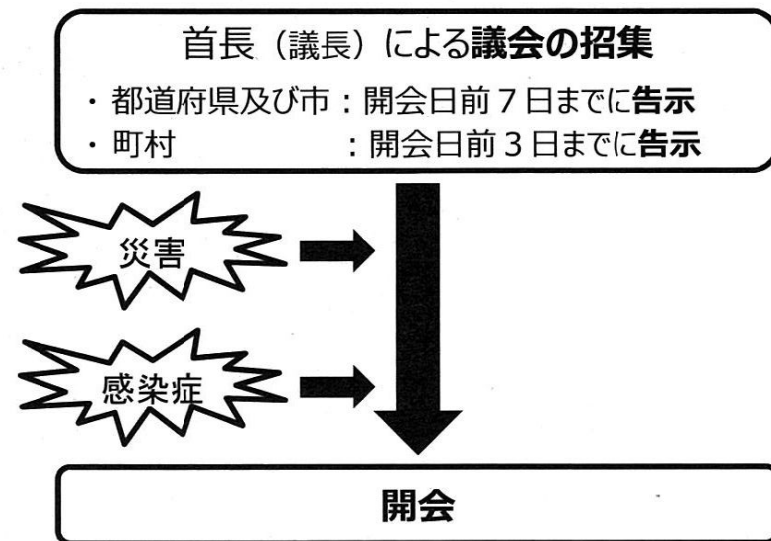
「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」

- ・議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能。

施行日：公布の日から3月以内で政令で定める日（令和5年3月1日）

②災害等の場合の招集日の変更 （地方自治法第101条関係）

改正前



課題

招集の告示をした後、開会の日に議員の応招が困難な事態が発生した場合の対応が法律上不明確。

※ 招集の告示の後、招集の日を変更することはできないとする行政実例がある。（昭和26年9月10日）

改正後

- ・招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日を変更することができることを法文上明確化。
- ・開会の日を変更した場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

施行日：公布の日（令和4年12月16日）

議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組

- 議員の請負に関する規制の緩和に伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことについて、各地方公共団体に助言。

【令和4年12月16日付け総行第351号総務大臣通知(抄)】

(略)改正に伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。

<参考>

- 第32次地方制度調査会答申(令和2年6月)(抄)

③ 請負禁止の緩和

議員の請負禁止は、職務執行の公正と適正を確保することを目的とするものであるが、禁止の対象となる請負の範囲が明確でないことは、立候補しようとする者にとって懸念材料の一つであり、議員のなり手不足の要因となっているとの指摘があることから、その範囲を明確化する必要がある。

法人の請負については、地方公共団体に対して請負をする法人のうち、その請負が当該法人の業務の主要部分を占めるものに限って議員がその取締役等となることができないこととされている。これを踏まえ、個人の請負に関する規制について、透明性を確保する方策とあわせて、その緩和について検討する必要がある。

- 地方議会における多様な人材の確保及び地方議会のオンライン開催に関する件(令和4年12月6日衆議院総務委員会)(抄)
- 地方自治法の一部を改正する法律案に関する附帯決議(令和4年12月9日参議院総務委員会)(抄)
 - 一 地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。

多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申の概要

1. 議会についての現状認識と課題

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%
【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%
※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向

- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

2. 議会における取組の必要性

- 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

① 多様な人材の参画を前提とした議会運営

勤労者等の議会参画

- ➡ 夜間・休日等の議会開催等

女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画

- ➡ ハラスメント相談窓口の設置
会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等

小規模市町村における処遇改善

- ➡ 議員報酬の水準のあり方を議論

③ 議長会等との連携・国の支援

- ➡ ハラスメント対策に関する議長会の調査

② 住民に開かれた議会のための取組

デジタル技術を活用した情報発信の充実

- ➡ SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化
にあわせた情報公開の充実等

住民が議会に参画する機会の充実

- ➡ 住民と政策や議会運営を考える場
(例：政策サポーター、議会モニター)

- ➡ デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援

3. 議会の位置付け等の明確化

- 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上で心構えを示すもの）

4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。
※就業規則における対応
- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

5. 議会のデジタル化

- 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。
 - ・ どのような場合に可能とするか。
 - ① 事由を問わず幅広く可能
 - ② 原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
 - ③ 引き続き議場での出席を前提にしつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで「参加」
 - ・ 本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。
※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)
- 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。

地方自治法の改正事項（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号））

地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

①地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

- 地方自治法は、地方議会の位置付けについて、「普通地方公共団体に議会を置く」とのみ規定。

- 多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等を法律上明確化する。

【具体的な規定内容】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定

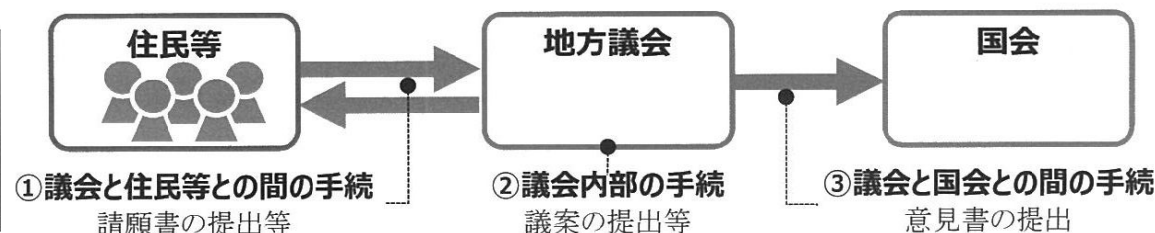
「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和4年12月28日 第33次地方制度調査会）（抄）

…（略）…議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。…（略）…

②請願書の提出等のオンライン化

- 住民と議会、議会と国会等の間など、行政機関等を一方の当事者としなない法令上の手続について、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」によるオンライン化の適用対象外となっている。

- 地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など、地方議会に係る手続について、一括してオンライン化を可能とする。



「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和4年12月28日 第33次地方制度調査会）（抄）

…（略）…多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続（※）についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とするべきである。 ※住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続

女性模擬議会の開催事例

富山県南砺市議会 【令和元年開催】～第11回南砺市女性議会～

【人口】(令和2年国調) 47,937人 【議員】18人(うち女性議員1人) ※令和4年4月1日現在

- 平成21年度から始まった南砺市女性議会は、南砺市女性団体連絡協議会「南砺市さわやかネットワーク」が女性の視点から市政に対して提言を行い、女性リーダーの育成を目的に開催。
- 第11回目となる令和元年は、公募や各団体からの推薦で選ばれた14名の議員が総務文教・民生病院・産業建設の3つの常任委員会に分かれて市内施設の視察研修や現地学習などを実施し、11月13日の本会議では、女性議員からの市政一般に対する質問や、7月10日からの会期中に討議された各常任委員会の委員長報告が行われた。

一般質問では、6名の女性議員から市長及び教育長に対し、①運転免許証の自主返納、②企業誘致、③防災意識の向上、④在宅医療や介護支援、⑤インフラ整備、⑥子育てなど各委員会毎に話し合った内容について質問や提言を行った。



(6名の女性議員が質問)

※南砺市HPをもとに作成

香川県まんのう町議会 【平成31年開催】～第10回まんのう町女性議会～

【人口】(令和2年国調) 17,401人 【議員】16人(うち女性議員2人) ※令和4年4月1日現在

- 女性ならではの視点から将来のまちづくりや福祉、教育、子育て、環境などの質問をすることで、女性が自分の意見を発表し、町政に参画する機会を創出するとともに、魅力あるまちづくりの推進、男女共同参画社会の実現に向けた人材発掘や女性団体等のネットワークづくり、さらに女性に町政への関心と理解を深めてもらうこと、女性の声や意見を町政に生かしていくことを目的として、平成21年度から開催。
- 第10回目となる平成31年は1月13日に開催し、町の男女共同参画推進員が議長を務め、傍聴者46名が見守る中、町内各公民館運営審議委員会及び小中学校PTAの推薦により選ばれた13名の女性議員が、①避難所指定となっている体育館等のエアコン設置、②町営カフェの設置、③農業後継者対策等、④満濃池(※国指定名勝)周辺を活用した取組、⑤災害防止のための河川内の木竹の除去などについて町長及び教育長に対して質問を行った。



(当日の様子)

※まんのう町提供資料をもとに作成

女性・若者等に対する障壁の除去①（ハラスメント防止の取組）

福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例

- 福岡県議会においては、議員提案により「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」を制定（令和4年6月21日成立、7月5日公布）。

＜条例の主な内容＞

- 県議会議員のほか、県議会議員になろうとする者や、県内市町村議会におけるハラスメントについても相談体制を整備。有権者からのハラスメントについても相談の対象。
- 議長は弁護士等を相談員に委嘱。ハラスメントによる被害の申立があった場合、相談員は必要な調査を行い、助言。県議会関係事案は必要に応じて議長に報告。議長は、報告を踏まえ、注意喚起等の被害防止措置を講ずる。
- 議長は、相談の受付・対応状況を随時公表。

内閣府男女共同参画局作成「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の活用

- 内閣府男女共同参画局において「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を作成し、令和4年4月に公表。他の議員からのハラスメントや有権者からのハラスメントについて取り上げている。
- 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会において、当該研修教材等を用いたハラスメント防止研修を実施。



（出典）内閣府男女共同参画局HP

女性・若者等に対する障壁の除去②（議会活動における旧姓使用）

- 国会議員については、参議院においては、平成9年6月9日の議院運営委員会理事会（第140回国会）において使用を認める旨の決定があり、これを先例として同年9月の第141回国会から通称（旧姓）使用が認められている。衆議院においては、それ以前から認められているが、特段明文の規定はない。
- 地方議員の通称使用については、要綱等で認めている事例があるが取扱いには各議会によって異なっており、各議会において適切な措置を執ることについて、令和2年3月に3議長会から通知を発出。

＜地方議会の例＞

新潟県議会議員旧姓使用取扱要綱

平成11年5月26日議会運営委員会制定

（趣旨）

第1条 この要綱は新潟県議会議員（以下「議員」という。）が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（旧姓）

第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。

（承認）

第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。

（承認の申請）

第4条 議員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

（承認の通知）

第5条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、当該議員に通知するものとする。

（中止届）

第6条 議長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

（報告）

第7条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。

（責務）

第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

（疑義の決定）

第9条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。

附則

（適用期日）

この要綱は、平成11年5月14日から適用する。

＜全国市議会議長会通知＞

全議M1第7号

令和2年3月13日

市議会議長 各位

全国市議会議長会

会長 野尻 哲雄

議員の通称使用について

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の運営につきまして特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、これまでも本会に、議員任期中に婚姻等により姓を改めたことに伴う旧姓使用に関する照会がなされていますが、地方議会への女性の参画が進む中、婚姻等により旧姓で議員活動を行うことを希望する事例が増えるものと予想されます。

また、先の統一地方選挙後には通称で当選した議員の当選後の通称使用に関する照会がなされています。今後、日頃通称で活躍して当選した議員が、その通称のままで議員活動を行うことを希望する場合も想定されるところです。

議員の通称（公職選挙法制度の通称をいう。以下同じ。）使用については、衆参両院において、既に一定の手続のもと認められております（資料1及び3参照）。

地方議会に関しては、本年2月28日の衆議院総務委員会において高市総務大臣が、「総務省としても、地方議会における旧姓使用について三議長会と連携して取り組んで参ります。」と答弁しているほか、同月21日に開催された総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会（第5回）でも、地方議会において通称が使用できるよう問題提起がされております（資料2及び4参照）。

ついては、議員の通称使用に関する国会における先例や総務大臣答弁など関連の資料を添付いたしますので、各市議会におかれましては、その趣旨をご理解いただき、議員の通称使用について必要な措置など、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会においても同趣旨の対応がされていることを申し添えます。

※都道府県議会議長・町村議会議長会においても同趣旨の通知を発出。

女性・若者等に対する障壁の除去③（会議規則における育児・介護等の取扱の明確化）

- 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、令和3年1月以降（※）、標準会議規則の一部を改正し、欠席事由として育児、介護等を明文化するとともに、出産について産前、産後期間にも配慮した規定の整備を実施。

※ 全国都道府県議会議長会は令和3年1月27日付で、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会は令和3年2月12付でそれぞれ改正施行。

○標準都道府県議会会議規則

第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

○標準市議会会議規則

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

○標準町村議会会議規則

第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

勤労者等が参加しやすい会議日程の設定①（夜間・休日等議会）

長野県喬木村における取組

○ 基本情報

- ・ 人口(令和2年国調):5,973人 ・ 議員(令和4年4月1日現在) 11人(うち女性議員2人)

○ 取組内容

- ・ 平成21年6月及び平成29年6月執行の村議会議員選挙において無投票となり、議会改革の機運が高まったことをきっかけに、平成29年12月より夜間・休日議会を実施。
- ・ 会期は現行の日程のままで、本会議日数は変更しない。
- ・ 本会議のうち、一般質問は土日のいずれかで開催する。
- ・ 常任委員会は、平日の昼間開催のほか、平日の夜間開催を行った実績がある。

○ 主な成果

- ・ 土日に開催された本会議や夜間に開催された常任委員会では、平均傍聴者数が増加した。
- ・ 夜間・休日議会の実施に併せて、議員の考えをホームページで公開したり、傍聴者向け資料を充実させたりしたことで、議会モニター含め傍聴者アンケートの回答には様々なご意見や改善案が寄せられ、議会運営に活かすことができた。



休日開催 本会議一般質問の様子

○ 主な課題

- ・ 夜間は会議時間が限られるため、会議の時間配分、資料の事前共有、議員のスケジュール調整(年間スケジュール)など、事前準備が重要となる。タブレット端末を導入して資料の事前共有を行うなど、ICTを活用した情報共有の仕組みが有効である。
- ・ 喬木村議会の「夜間・休日議会」の運営は、多様な立場・兼業議員が仕事と議員活動を両立するための環境整備であるが、「議員のなり手不足解消」のためには、「夜間・休日議会」の取組だけでなく、議員が自らミニ集会や懇談会等実施することで住民との距離を縮め、後継者育成に努める必要がある。
- ・ 議会改革は数人のキーマンだけでは持続しない。全員協議会において議員全員がしっかり合意形成を図る必要がある。

○ 夜間・休日議会の開催状況

- ・ 市区： 夜間議会1団体 休日議会 7団体
- ・ 町村： 夜間議会7団体 休日議会12団体

(出典)全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果」(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

(出典)全国町村議会議長会「町村議会実態調査要」(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

勤労者等が参加しやすい会議日程の設定②（通年会期制）

- 通年会期制は平成24年の地方自治法改正で制度化された。多様な層の幅広い住民が議員として活動できるようにする観点から、定例会・臨時会を開催することなく、通年の会期を設け、予見可能性のある形で定期的に会議を開く議会運営を行うことを条例で選択できることとされている。

（従来の会期）

- ・議会の招集は、長が告示により行う（地方自治法第101条）。
- ・定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（地方自治法第102条第1項・第2項）。
- ・会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（地方自治法第102条第6項）。
- ・定例会・臨時会の会期中、集中的に議会を開催する運用を想定。

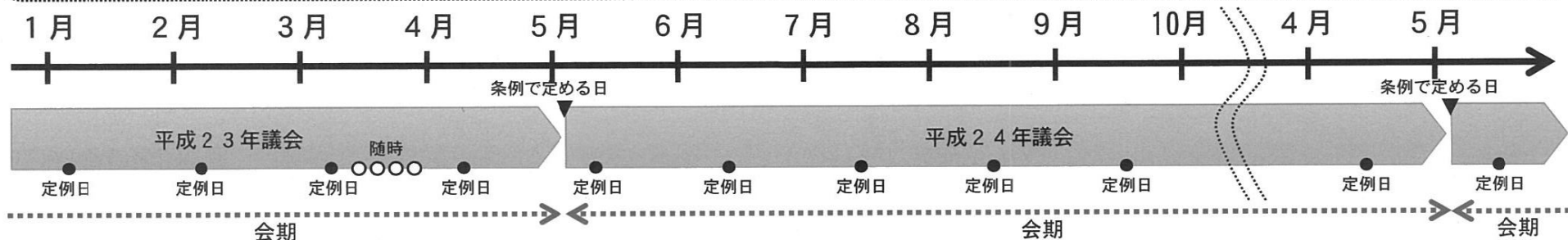


（通年会期制）

- ・定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか、招集行為は行わない。
- ・会期は、原則として、条例で定める日から翌年の当該日の前日までと法定する。
- ・条例で、定期的に会議を開く日（定例日）を定める（必要に応じ、定例日以外に随時開催も可）。
- ・長等が出席できない正当な理由を議長に届け出たときは、出席義務を解除する。

【運用イメージ】 毎月第2水曜日、18時から20時まで

（予算・決算については、2～3月、10～11月に集中審議 → 定例日を集中的に規定するか委員会付託）



○ 地方自治法第102条の2による通年会期を採用している団体数……1県14市31町村

○ 定例会を条例で年1回と定めている団体数……2県32市区31町村

出典：総務省「地方自治月報第60号」（令和3年4月1日現在）

第33次地方制度調査会の答申等を踏まえた経済団体への要請について

第33次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」(抄)

第4 立候補環境の整備 (略)

これらを踏まえると、法制化については、上記の課題について引き続き検討することとしつつ、まずは、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、各企業に要請していくことを検討すべきである。
なお、公務員の立候補制限や議員との兼職禁止の緩和については、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号)(抄)

附 則 (政府の措置等)

第六条 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。

2 (略)



総務省及び三議長会から経済団体に対し、勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関して要請を実施。

- 実施日 令和5年1月26日(木)、3月1日(水)
- 要請者 総務省 尾身副大臣、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会長
- 要請先 日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所(以上、1月26日)、全国商工会連合会(3月1日)
- 要請内容(総務大臣要請書)
 1. 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補をすることができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則について必要な見直しを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対し解雇や減給等の不利益な取扱いをしないこととしていただくこと。
 2. 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うことにより、議員との副業・兼業を可能としていただくこと。

地方議会へのオンライン出席について

地方議会への出席

➡ 令和2年4月に助言通知を発出

<本会議>

- ・ 団体意思を最終的に確定させる上で、議員本人による自由な意思表示は、疑義の生じる余地のない形で行われる必要がある。このことから、地方自治法上、定足数や表決の要件として「出席」と規定されており、この「出席」は現に議場にいることと解される。

<委員会>

- ・ 委員会は本会議の予備的審査を行うものであり、地方自治法上、委員会に関し必要な事項は「条例で定める」とされている。このため、条例で定めるところにより、委員会にオンラインで出席することも可能。

	本会議	委員会
定足数/ 表決 の要件	法律上「出席」と規定 (地方自治法第113条、第116条第1項) = 「議場にいること」	法律上「条例で定める」と規定 (地方自治法第109条第9項) → オンライン出席が可能

(国会については、本会議、委員会いずれも「出席」と規定(憲法第56条第1項、国会法第49条、第50条))

本会議の欠席議員(※)がオンラインでできることの範囲

➡ 令和5年2月に助言通知を発出

※欠席事由に該当していることが前提

- ・ 上記の考え方から、地方自治法上、表決の要件として「出席」と規定されている。このため、表決や、これと一体不可分の質疑や討論は、現に議場にいる議員によって行われる必要があると解される。
- ・ 他方、いわゆる一般質問は、その形式について法律の定めがない。このため、「出席」している議員が定足数を満たし、本会議が成立している場合に、会議規則等で定めるところにより、「欠席」している議員がオンラインで行うことも差し支えない。

表決 表決と不可分一体の 質疑・討論	法律上「出席」と規定 = 「議場にいること」 (地方自治法第116条第1項) → 「欠席」議員がオンラインで行うことは不可
一般質問 ※団体の事務全般について執行機関の見解をたずねるもの	法律の定めなし → 「欠席」議員がオンラインで行うことも差し支えない

地方議会における委員会のオンライン出席の状況

委員会条例等の改正状況・委員会のオンライン出席の状況等（令和5年1月1日時点）

① 委員会条例等の改正状況

（単位：団体）

団体区分		条例等※1を改正済みの団体					改正予定がある団体
		条例等に規定するオンライン出席の要件（複数回答可）					
		感染症のまん延	災害の発生	育児・介護	その他※2		
都道府県	47	24 (51.1%)	23	22	8	17	9 (19.1%)
指定都市	20	10 (50.0%)	9	7	0	1	2 (10.0%)
市区(指定都市除く)	795	172 (21.6%)	164	152	40	51	122 (15.3%)
町村	926	98 (10.6%)	94	89	34	19	97 (10.5%)
全団体	1,788	304 (17.0%)	290	270	82	88	230 (12.9%)

○ 委員会のオンライン出席が可能となるよう条例等を改正した団体は、**304団体（全団体の17.0%）**

② 委員会のオンライン出席の状況（過去に1回以上オンライン出席を実施・試行した団体）

（単位：団体）

団体区分	実際に議員が委員会にオンライン出席した団体									試行した 団体 ※5
		オンライン出席した際の要件(複数回答可)				オンライン出席者の範囲(複数回答可)				
		感染症の まん延	災害の 発生	育児・ 介護	その他 ※3	全員	委員全員 (委員長以外)	一部の委員 (委員長以外)	その他 ※4	
都道府県	11 (23.4%)	8	0	1	4	0	1	10	2	5 (10.6%)
指定都市	7 (35.0%)	6	0	0	1	0	0	7	0	1 (5.0%)
市区(指定都市除く)	59 (7.4%)	50	1	2	12	4	7	53	7	52 (6.5%)
町村	30 (3.2%)	21	1	1	9	7	3	20	4	22 (2.4%)
全団体	107 (6.0%)	85	2	4	26	11	11	90	13	80 (4.5%)

○ 実際に議員が委員会にオンライン出席した団体は、**107団体（全団体の6.0%）**

※1 条例、会議規則、委員会規程等

※2 やむを得ない理由、委員長が必要と認めた場合等

※3 体調不良、研修参加のため等

※4 委員長のみオンラインにより出席、委員長と一部の委員がオンラインにより出席

※5 「実際に議員が委員会にオンライン出席した団体」以外で、議員が委員会にオンライン出席し、模擬的に委員会を開いた団体

【参考】実際に議員が委員会にオンライン出席した団体一覧（令和5年1月1日時点）

都道府県（11団体）

秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、福井県、山梨県、京都府、大阪府、鳥取県、大分県

市区町村（96団体）

北海道	稚内市、富良野市、登別市、石狩市、栗山町、沼田町、斜里町、芽室町、浦幌町	岐阜県	高山市、可児市
青森県	八戸市	静岡県	沼津市、島田市、掛川市、河津町
岩手県	北上市、一関市、奥州市、滝沢市、平泉町	愛知県	豊橋市、岡崎市、豊田市、常滑市、知立市、日進市
宮城県	大衡村	三重県	四日市市、松阪市、桑名市
秋田県	湯沢市、由利本荘市	滋賀県	大津市、高島市
山形県	米沢市、酒田市、朝日町、舟形町	京都府	舞鶴市
福島県	磐梯町	大阪府	大阪市、堺市、豊中市、枚方市、茨木市
茨城県	取手市、つくば市、東海村、美浦村、阿見町	兵庫県	神戸市、加古川市、西脇市、小野市、丹波篠山市
栃木県	矢板市、那須塩原市、さくら市、壬生町、那須町	島根県	浜田市、邑南町
埼玉県	さいたま市、三芳町	岡山県	倉敷市、高梁市
千葉県	柏市	徳島県	勝浦町
東京都	墨田区、豊島区	愛媛県	東温市
神奈川県	横浜市、川崎市、藤沢市	高知県	土佐町
石川県	珠洲市、加賀市、白山市、志賀町	熊本県	熊本市、菊池市、上天草市、合志市、御船町
福井県	越前市、高浜町、おおい町	鹿児島県	十島村
長野県	飯田市、千曲市、軽井沢町、飯島町、宮田村、高森町、木島平村		

(参考) 総務省ウェブサイト「地方議会」

**総務省**
Ministry of Internal Affairs
and Communications

ご意見・ご提案 ENGLISH(TOP) MIC ICT Policy (English / Français / Español / Русский / 中文 / عربي)

  アクセシビリティ
情報支援ツール

総務省の紹介	広報・報道	政策	組織案内	所管法令	予算・決算	申請・手続	政策評価
--------	-------	----	------	------	-------	-------	------

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 地方議会

地方自治制度

- ▶ [地方自治制度の概要](#)
- ▶ [地方自治制度の歴史](#)
- ▶ [地方公共団体の区分](#)
- ▶ [直接請求制度](#)
- ▶ [地方議会](#)
- ▶ [広域行政・市町村合併](#)
- ▶ [連携中枢都市圏構想](#)
- ▶ [地方公共団体の行政改革等](#)
- ▶ [地方公共団体の入札・契約制度](#)
- ▶ [地方自治制度に関する調査資料等](#)
- ▶ [地方独立行政法人](#)

地方議会

地方議会は、日本国憲法第93条及び地方自治法第89条等に基づき地方公共団体に設置される議事機関です。

このページでは、各地方議会で行われている議会運営上の自主的な取組事例や地方議会に関する諸施策及び地方議会制度の概要等の情報を掲載しています。

(1) 多様な層の住民の参画に係る取組事例やデジタル化の状況等

各地方議会においては、住民と議会との意思疎通を充実させる観点や、多様な人材の地方議会への参画を促すなどの観点から、さまざまな議会運営上の自主的な取組が行われています。その取組事例等について紹介します。

- [「議会モニター」制度の取組事例](#)
- [「政策サポーター」制度の取組事例](#)
- [議会と住民とのコミュニケーションの場の設置事例](#)
- [傍聴者への発言機会の付与の事例](#)
- [夜間・休日等議会の取組事例及び活用状況](#)
- [女性模擬議会の開催事例及び開催状況](#)
- [住民に対する情報発信の多様化の事例](#)
- [地方議会における委員会のオンライン開催の状況等](#)

(2) 政治分野における男女共同参画の推進

平成30年5月に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)が公布・施行され、各地方公共団体においても、環境整備や人材育成等に取り組むこととされています。各地方議会においては、女性の視点から住民の声を反映させることや、地域における女性リーダーを育成する等の目的で「女性模擬議会」などの取組が展開されています。